2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年１月10日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、シュワブ（H28）厚生施設（0511）新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる①の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる②の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上、１棟当たりの延べ床面積5,000㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

②　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上、１棟当たりの延べ床面積2,500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者である。

イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成13年度以降入札公告日までに、①に掲げる工事を施工した経験を有する者である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は平成13年度以降入札公告日までに、②に掲げる工事を施工した経験を有する者である。

①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上、１棟当たりの延べ床面積2,500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した経験を有すること。

②　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上、１棟当たりの延べ床面積1,300㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した経験を有すること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施㈱第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

㋐　工事を円滑に進めるための工程管理及び安全管理に関する技術提案

㋑　鉄筋コンクリート構造物の建物の美観を維持するため、コンクリートの品質確保に関する技術提案

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法等

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。